

原子炉安全専門審査会令案要綱

第一 審査委員の員数及び臨時委員等（第一条から第三条まで関係）

一 原子力規制委員会設置法第十五条第一項の政令で定める員数は、三十人とすること。

二 原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとする。

三 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとする。

四 臨時委員及び専門委員に関し必要な事項を定めること。

第二 部会（第四条関係）

審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとする。

第三 議事（第五条関係）

審査会の議事について定めること。

第四 資料の提出等の要求（第六条関係）

審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとする。

第五 庶務（第七条関係）

審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理することとする。

第六 審査会の運営（第八条関係）

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとする。

第七 施行期日（附則関係）

この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行すること。